

NEWS LETTER

Vol31

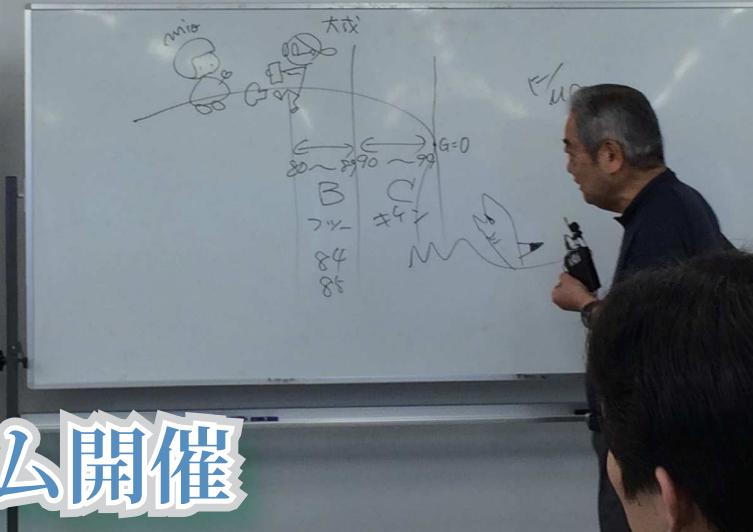
お客さまとともに

2016年7月号

7月13日・14日 マネジメント・ゲーム開催



「マネジメント・ゲーム」の様子



CONTENTS

介護支援取組助成金

2年連続の法人税率引下げ

生産性向上設備投資促進税制

孫を養子にする相続対策

生命保険契約の確認方法

その他

- ・お仕事リスト
- ・お仕事カレンダー
- ・開催セミナー

株式会社マネジメント・スタッフ
税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
川人行政書士事務所
株式会社徳島経理代行センター
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】
〒770-0051
徳島市北島田町1丁目3番地3
TEL 088-631-8119
FAX 088-632-6543

【吉野川支店】
〒776-0005
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
TEL 0883-26-0182
FAX 0883-26-0187

おすすめの助成金 介護支援取組助成金

平成28年度、新しい助成金が出ました。「介護支援取組助成金」というその名称のとおり、介護しながら働く従業員を支援するため、一定の取り組みを行った会社に60万円支給される助成金です。



親や家族の介護のために、やむを得ず仕事を辞める「介護離職」が増加している問題があります。介護はいつ始まるかわかりません。明日突然やってくるかもしれません。会社の中心となっている人材が、突然に「介護があるので仕事を辞めなくてはいけなくなりました」と言い出しがこれから先十分起こりうるのです。

そうならないためにも、仕事と介護を両立できる職場環境が求められています。
ぜひ、取り組んでみませんか？

全ての業種が対象

全ての業種がこの助成金の対象です。法人、個人を問いません。
また、実際に介護に直面している従業員がいなくても申請できます。

3つの取り組みで60万円がもらえる

主に、3つの取り組みを行えば、助成金を受け取ることができます。

- ▶ ① アンケート
簡単な社内アンケートを実施し、従業員の介護に関する実態を把握します。
- ▶ ② 社内研修
いざ介護に直面したとき、介護で退職してしまわないよう、事前の心構えの重要性や、介護保険制度、介護サービスの概要を研修します。
- ▶ ③ 相談窓口の設置
介護に直面したとき、どこに相談すればよいか、社内に窓口を設け、周知しておきます。

助成金額は60万円

- ▶ 【支給額】 1企業1回のみ：60万円
※予算がなくなり次第、終了です。



どんな手続きをするの？

1 相談窓口を決める

- ・所定の資料「介護リーフレット」※を使い、そこに相談窓口を記載し、社内に周知します。



- ※「介護リーフレット」とは、相談窓口のほか、仕事と介護のための事前の心構えの重要性、会社の支援制度などが記載されており、いわゆる従業員に周知・啓蒙するための文書です。

- ・周知した日がわかる証拠書類（回覧記録、メール記録など）を保管しておきます。

2 アンケートの実施



- ・雇用保険が掛かっている人全員を対象に、所定の「アンケート調査票」を実施します。
- ・アンケート結果を集計します。

3 研修の実施

- ・社内研修をします。研修資料は、あらかじめ国で準備されたものをそのまま使うので、会社でわざわざ準備する必要はありません。
- ・受講代表者の署名をもらいます。



4 育児介護休業規程の整備

- ・育児介護休業規程を作成し、労働基準監督署へ届け出します。規程がない場合には作成し、従業員代表の方の署名捺印、意見書をもらい、労働基準監督署へ届け出します。届け出済のものを、助成金の申請時に添付します。



5 「両立支援のひろば」に登録

- ・「両立支援のひろばへの登録方法」を参考に、インターネットで登録します。
（「両立支援のひろばへの登録方法」で検索すると、説明のチラシをダウンロードできます）



6 支給申請

- ・上記1～5完了後、2ヶ月以内が期限です。不備があることが多いため、1ヶ月以内には申請することをお勧めします。

手続きは当社で代行します

社会保険労務士法人アクシスでは、助成金申請の手続きを代行いたします。書類の準備・作成や研修の実施は全て当社が責任を持って行います。お客様は、アンケートの配布・回収と研修日程の日にちをお決めいただくだけでOKです。

【顧問契約している会社様】※これから顧問契約される会社様も、こちらに含みます

1. 申請代行 成功報酬 助成金額（60万円）の10%	64,800円
2. 社員研修 講師	32,400円
3. 育児介護休業規程（法令に合わせたもの）作成と届け出	0円
合計	97,200円

※1は、助成金が受給できたときの成功報酬です。受給できなかった場合は、発生しません。

2と3は、助成金が受給できなかった場合でも、報酬が発生します。ご了承ください。

【顧問契約していない会社様】

1. 申請代行 成功報酬 助成金額（60万円）の15%	97,200円
2. 社員研修 講師	32,400円
3. 育児介護休業規程（法令に合わせたもの）作成と届け出	32,400円
合計	162,000円

※1は、助成金が受給できたときの成功報酬です。受給できなかった場合は、発生しません。

2と3は、助成金が受給できなかった場合でも、報酬が発生します。ご了承ください。



ご不明な点がありましたら、
社会保険労務士法人アクシス 担当：樺葉まで
お問い合わせください
電話 088-631-8119

※なお、平成28年5月14日時点の助成金情報であり、変更となる場合があります。

※また、その他の要件もありますので、ご興味のある方は、社会保険労務士法人アクシスまで
お問い合わせください。

お仕事リスト

7月



001

所得税の予定納稅額の減額申請



所得税の予定納稅額の減額申請をしましょう

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納稅額の納付月となります。予定納稅の義務のある人で、その年の申告納稅見積額が予定納稅基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納稅額の減額に係る承認を申請することができます。予定納稅基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納稅額をいい、予定納稅基準額が15万円以上になる場合に、予定納稅が必要となります。この予定納稅基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

002

労働者死傷病(軽度)報告の提出



労働者死傷病(軽度)報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で1~3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。8月1日までに4月から6月分の報告を行いますが、休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

003

被保険者報酬月額算定基礎届提出



健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」を提出しましょう

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4~6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月11日までです。

004

お中元の発送、暑中見舞い状の送付



お中元、暑中見舞いの準備をしましょう

お中元は7月中旬までに先方に届くよう手配します（配送の場合は先方へ到着する日程の確認、訪問する場合は、訪問する人にいつ行くのかの確認も忘れないようにすると良いでしょう。）万が一遅くなってしまった場合は7月16日~立秋までは「暑中お見舞い」、立秋から9月上旬までは「残暑お見舞い」とするのが一般的ですが、地方によって多少時期がずれることもあります。

また、当方・先方のいずれが喪中であっても贈答に差し支えありませんが、先方が気落ちしているようであれば「暑中お見舞い」「残暑お見舞い」として贈る気配りもしたいものです。さらに、挨拶状や暑中見舞い状については、会社名・氏名・肩書などに誤りがないか、送付前に再確認をしましょう。お中元をいただいた際のお返しは必要ありませんが、早めにお礼状を送付しましょう。

005

夏季休暇にまつわる諸業務



夏季休暇の準備をしましょう

夏季休暇を実施する企業は、事前に取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握をしておきましょう。また社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

◆防犯・防火対策

→専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。

◆郵便など配達物の扱い

→郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせてみましょう。

◆休暇中に出勤する社員、休暇中の社員の連絡先の把握

→緊急連絡先に備えておきましょう。

2016年

7
月

お仕事カレンダー



Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun
●固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付 納期限…7月中において市町村の条例で定める日	●5月決算法人の確定申告・11月決算法人の中間申告(税・県・市) 申告期限…8月1日	●所得税の予定納税額納付(第1期分) 納期限…8月1日		1 先勝 ●【無料】 人事労務相談会	2 友引 ●【午前営業】	3 先負 【休み】
4 赤口	5 先勝	6 友引 ●18:00-21:00 第5期徳島元氣塾	7 先負	8 仏滅 ●【無料】 年金相談会	9 大安 【休み】	10 赤口 【休み】
11 先勝 ●一括有期事業開始届 (概算保険料160万円未 満・請負金額18,000万円未 満の工事)(基) ●健保・厚年の報酬月額 算定基礎届(7月1日現在) (社) ●労働保険料概算・確定 申告書の提出(基) ●労働保険料の納付(郵・ 銀) ●労災保険一括有期事業 報告書提出(基) ●源泉徴収税額・住民税 特別徴収税額の納付(郵・ 銀) ●特例による源泉徴収税 額の納付(1月～6月分) (郵・銀)	12 友引	13 先負 ●9:00-18:00 マネジメント・ゲーム	14 仏滅 ●9:00-17:30 マネジメント・ゲーム	15 大安 ●【無料】 人事労務相談会 ●障害者・高齢者・外国人 雇用状況報告書提出(職) ●所得税予定納税額の減 額申請(税)	16 赤口 【休み】	17 先勝 【休み】
18 友引 【海の日】 【休み】	19 先負	20 仏滅	21 大安	22 赤口 ●【無料】 年金相談会	23 先勝 【休み】	24 友引 【休み】
25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口 ●19:00-21:00 経営研究会	29 先勝	30 友引 【休み】	31 先負 【休み】

開催セミナー

開催場所 〒770-0051 徳島市北島田町1丁目3-3
税理士法人アクシス 徳島本社
TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

axis
税理士法人アクシス

経営 マイナンバー
7/6(水)
18:00-21:00
徳島元気塾

大競争時代に突入した今、経営者はどう考え、どう動けばいいのか。商品政策は?財務対策は?組織対策は?経営本来の原点に戻り、あらゆる角度から経営の「原理原則」を解説します。

講師:革真塾チーフコンサルタント 井崎 貴富

労務 7/1(金)・7/15(金)
事前にお時間をご予約ください
人事労務無料相談会

就業規則のご相談や、社会保険に関するなど、人事労務に関するご相談ください。
毎月第1・3金曜開催。

担当:社会保険労務士法人アクシス
代表社員 社会保険労務士 横葉 稔

経営 6/23(木)・7/28(木)
経営研究会

経営者の皆さんにお集まりいただき、業種を超えて、
交流・意見交換を行います。
毎月第4木曜開催。

担当:税理士法人アクシス
代表社員 税理士 川人 洋一

MG 7/13(水)～7/14(木)
9:30-18:00
マネジメント・ゲーム

楽しみながら、こんなことが身につきます!
・経営の全体像が理解できる
・経営上での数字の使い方が分かる
・現場で数字判断ができるようになる

講師:マネジメントゲーム講師・開発者
株式会社西研究所 所長 西 順一郎

年金 7/8(金)・7/22(金)
事前にお時間をご予約ください
年金無料相談会

年金裁定請求書の書き方、障害年金の請求手続きの方法や、年金額のシミュレーションなど、年金給付に関するあらゆる疑問にお答えします。
毎月第2・4金曜開催。

担当:社会保険労務士法人アクシス
社会保険労務士 山本 江美子

社福簿記 7/1(金)
13:30-17:30
社会福祉会計簿記 入門講座

新会計基準に基づいて、貸借対照表や資金収支計算書・事業活動計算書の基礎的な考え方を学びます。
場所:ふれあい健康館 受講料:6,480円
お問い合わせ・お申込み:
一般財団法人 総合福祉研究会
TEL 03-6279-0810(代)